

令和8年度
「大学スポーツの実態に関する調査研究事業」
仕 様 書

令和8年6月23日
スポーツ庁地域スポーツ課

1. 委託事業名

令和8年度「大学スポーツの実態に関する調査研究事業」

2. 目的

大学スポーツは、一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、大学スポーツを通じて健康の維持増進や社会的スキルの獲得といったスポーツの価値・効用を得ることは、多くの学生にとって貴重なものである。また、大学は多くのスポーツ資源（人材、施設、知識など）を有しており、これらのスポーツ資源を活用することで、国民の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会の実現等の社会的諸課題への解決に資する可能性を持っている。

一方で、大学スポーツについては、これまで実施状況等の基礎データが十分に整備されていなかった。このため、大学スポーツに取り組む学生の現状や、大学のスポーツ環境等の情報を収集、分析し、大学スポーツに関する効果的な戦略立案等に資する知見を得る。

3. 成果物

調査の結果をとりまとめ、以下の資料を提出すること。なお、調査報告書及び概要資料は、スポーツ庁ホームページ等での公表や関係者への説明に活用することを想定し、調査結果の要点等を分かりやすく示すとともに、一般に公開できるようにするために必要な権利処理等を適切に行うこと。

(1) 調査報告書 1部 (A4版)

報告書は電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）によって納品すること。

(2) 調査報告書概要（電子媒体）

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体（PDF、Microsoft Word形式及びMicrosoft Power Point形式等の編集可能なファイル）によって納品すること。

(3) 調査データ一式

アンケートの調査票、設問ごとの単純集計表、クロス集計表、自由記述整理表、ヒアリング記録及び分析に用いたデータファイル等を、編集可能な電子媒体で提出すること。

4. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月19日

5. 委託先

法人格を有する団体

6. 納入期限

令和9年3月19日（金）

7. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁地域スポーツ課

8. 調査内容

大学スポーツに関する施策の効果検証及び今後の政策立案等に資する情報を得るため、以下の事項について調査項目を設定し、(1)及び(2)については学生に対して、(3)から(5)については国公私立大学及び短期大学(以下、「大学等」という)に対して調査を実施し、結果を集計・分析した上で、得られた知見をとりまとめ報告書を作成する。

(1) 学生のスポーツ実施状況に関する事項

学生のスポーツ実施の実態を把握するため、運動部活動、体育会、サークル等に所属する学生に限らず、これらの組織に所属していない学生も含めた学生のスポーツ実施状況の調査を行う。

(調査項目の例)

スポーツ実施状況(スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった関わり方ごとの状況)、大学スポーツの観戦経験、スポーツへの関心、実施頻度、実施動機、実施を阻害する要因、今後の実施意向 等

(2) 競技志向ではないスポーツの実施状況に関する事項

競技志向ではなく、レクリエーションや健康増進活動として楽しむことや交流を重視したスポーツ活動(レジャー、アウトドア活動、アーバンスポーツ、体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング等)の実施状況の調査を行う。

(調査項目の例)

競技志向ではないスポーツの実施状況、参加経験、実施頻度、実施動機、実施を阻害する要因、今後の実施意向 等

(3) 大学等の取組に関する事項

大学等におけるスポーツの位置付けやスポーツ環境の整備状況、大学スポーツ資源を活用した取組の実施状況等の調査を行う。

(必須の調査項目)

運動部を設置している大学等の数、スポーツを統括する組織等の有無、大学生指導員の養成や大学スポーツ資源を活用した取組の実施状況(学生によるホームゲームの開催、地域と連携した活動)

(調査項目の例)

大学等の運営方針(中長期事業計画、地域連携方針等)におけるスポーツの位置付け、施設設備の整備状況、スポーツに関する役員等の関与、体育授業の実施状況等

(4) 大学等のガバナンス体制に関する事項

大学スポーツにおける適切な管理体制の整備状況や取組内容に関して調査を行う。

(必須の調査項目)

コンプライアンス研修の実施状況、緊急時対応計画等の有無

(調査項目の例)

重大事故発生時の役割、コンプライアンス研修の内容 等

(5) 大学スポーツ振興に向けた体制の充実に関する事項

大学スポーツに関する全国的な体制の整備状況や、大学スポーツを統括する一般社団法人大学スポーツ協会（以下、UNIVAS）の認知度等の調査を行う。

（必須の調査項目）

UNIVAS の認知度

（調査項目の例）

大学スポーツ団体等への加盟状況、安全安心認証「UNIVAS SSC」の取得状況 等

9. 調査方法

(1) 実施方法

オンライン形式のアンケート調査を実施し、文献・資料調査と合わせて大学スポーツの実態を取りまとめること。また、必要に応じてヒアリング調査を行いアンケート調査結果では把握しきれなかった内容等を確認すること。大学等を対象とする調査は、文部科学省のオンライン調査システム（EduSurvey）を活用して実施すること。

回答者の属性に偏りが生じないように、性別、学年、大学種別、地域、運動部・サークル等への所属有無等に留意して調査設計を行うとともに、調査結果の有効性を担保するため、可能な限り多くの回答が得られる方法を提案すること。

(2) 調査項目、設問数等

設問数は、調査全体で50問以上とすること。調査項目については、定義、選択肢、集計方法を明確にしたうえで、設問数を含む調査項目案を提案すること。最終的な調査票及びヒアリング項目については、調査実施前にスポーツ庁と協議し決定すること。

(3) 調査結果の集計・分析

回答を集計し、設問ごとの状況、設問間のクロス集計、回答者や学校の属性に応じた傾向等について分析を行い、大学スポーツを振興するにあたり効果的な要因や課題となっている事項等について分析すること。

また、回答の結果、大学スポーツの振興について効果的な取組を行っている大学等に対してヒアリング等の追加調査を行い取組事例としてまとめること。

(4) その他

事業の実施に当たっては、定期的にスポーツ庁との間で打合せを行い、進捗状況を共有すること。また、調査設計、調査票作成、中間集計、報告書作成等については、各段階においてスポーツ庁と協議を行い決定すること。

10. 事業規模

事業規模は16,334千円（税込）を上限とする。

11. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として

落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 調査内容・調査手法が明確であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に大学スポーツ又は大学の実態に関する類似の調査を実施した実績または、政策の効果検証・PDCA サイクル構築に係る調査・研究があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のも

のに限る)

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

12. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

13. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

14. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

15. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較

する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

16. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

17. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

18. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。